〈取扱期間〉 令和6年3月1日(金)から 令和7年2月28日(金)

※金利状況によって変更の可能性がございます

大切な 年金の運用は 安心・安全なJAに お任せください

●スーパー定期 (M型) 〈単利型〉 1年もの (自動継続)

店頭表示金利 <スーパー定期>

## 上乗せいたします

- 対象/当JAで年金予約をされた方(57歳からご予約可能です)(既往予約者の方も申し込み可能です)※年金定期貯金ご契約の方以外。
- 預入方法/原則通帳式とする。 預入限度額/500万円 適用金利/店頭に表示する1年ものスーパー定期の金利に年0.02% ● 取扱期間/年金予約をいただいた日から年金受給後の満期日まで。

お問い合せ・ご相談はお気軽にお近くのJA窓口までお尋ねください。



## 〈年金予約定期貯金 商品概要説明書〉

(令和6年3月1日~令和7年2月28日適用)

	(令机6年3月1日~令机/年2月28日適用) 
1. 商 品 名	・年金予約定期貯金(スーパー定期貯金(M型)〈単利型〉)
2. 販売対象	・個人 ※当JAで年金受取の予約をされた方(57歳からご予約が可能です。)
3. 期 間	・定型方式 1年(自動継続〈元金継続または元利金継続〉の取扱い)
4. 預入方法 (1) 預入方式 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位 (5) 限度額	・原則通帳式とする。 ・一括預入 ・1円以上 ・1円単位 ・500万円
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税 金 (5)店頭金利情報の 入手方法	<ul> <li>預入時の店頭表示の利率(スーパー定期)に年0.02%を上乗せした利率を満期日まで適用します。</li> <li>年金受給開始後に到来する満期日まで適用します。</li> <li>満期日以降に一括して支払います。</li> <li>付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。</li> <li>※2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。</li> </ul>
7. 手 数 料	
8. 付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6ヶ月未満 解約日における普通貯金利率 ②6ヶ月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回る時は、その普通貯金利率によって計算します。
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話:0283-24-3712)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。



(市外局番 0283)

佐野南支店 24-2332 旗川支店 24-2396 田沼支店 62-1212 葛生支店 85-2090 犬伏支店 23-3636 赤見支店 25-0224 三好支店 62-1005 常盤支店 85-3090 佐野中央支店 24-2065 吾妻支店 23-2555 愛村支店 65-0121 金融・業務課 24-3712